

第4回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉野市

議案番号	議案資料名	頁
101	嬉野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表	1
102	嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	2
103	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表	3
104	嬉野市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表	4
105	嬉野市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表	5
106	嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例新旧対照表	6
107	嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例新旧対照表	7
108	嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表	8
109	嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例新旧対照表	9
110	嬉野市立塩田中学校建築主体工事変更予定調書	10

嬉野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第1				別表第1			
種類	期間	使用料の基準となる評価額	使用料	種類	期間	使用料の基準となる評価額	使用料
土地	1年	当該土地又は建物の評価額を当該	左記の額に100分の4を乗じて得た額とする	土地	1年	当該土地又は建物の評価額を当該	左記の額に100分の4を乗じて得た額とする
建物	1年	左記の額に100分の8を乗じて得た額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額を許可しようとする面積を乗じて得た額	左記の額に100分の8を乗じて得た額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額	建物	1年	左記の額に100分の8を乗じて得た額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額を許可しようとする面積を乗じて得た額	左記の額に100分の8を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額とする。

(別表第1 中略)

(別表第1 中略)

備考

1 土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものにあっては、その額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。

2～4 (略)

備考

1 土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものにあっては、その額に100分の105を乗じて得た額とする。

2～4 (略)

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>別表第1（第17条関係）</p> <p>備考 し尿汲み取り手数料の額は、上記により算定した額に、<u>消費税法（昭和63年法律第108号）</u>に定める消費税の税率を乗じて得た額及び<u>地方税法（昭和25年法律第226号）</u>に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>別表第1（第17条関係）</p> <p>備考 し尿汲み取り手数料の額は、上記により算定した額に<u>消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額</u>とする。ただし、その額に<u>1円未満</u>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行												
(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可の際、別表第2に定めるところにより算出された額に、 <u>消費税法（昭和63年法律第108号）</u> に定める消費税の税率を乗じて得た額及び <u>地方税法（昭和25年法律第226号）</u> に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額）の使用料を納付しなければならない。	(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可の際、別表第2に定めるところにより算出された額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額）の使用料を納付しなければならない。												
2 (略)	2 (略)												
3 (略)	3 (略)												
別表第3(第11条関係) 1 総合運動公園使用料 (5) みゆき球技場	別表第3(第11条関係) 1 総合運動公園使用料 (5) みゆき球技場												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>使用料(1時間当たり)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生以下</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>一般、大学生及び専門学校生</td><td>1,000円</td></tr> </tbody> </table>	区 分	使用料(1時間当たり)	高校生以下	500円	一般、大学生及び専門学校生	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>使用料(1時間当たり)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生以下</td><td>300円</td></tr> <tr> <td>一般、大学生及び専門学校生</td><td>600円</td></tr> </tbody> </table>	区 分	使用料(1時間当たり)	高校生以下	300円	一般、大学生及び専門学校生	600円
区 分	使用料(1時間当たり)												
高校生以下	500円												
一般、大学生及び専門学校生	1,000円												
区 分	使用料(1時間当たり)												
高校生以下	300円												
一般、大学生及び専門学校生	600円												

嬉野市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用料)</p> <p>第9条 第4条第1項又は第6条第1項 若しくは第2項の許可を受けた者は、当該許可の際、別表第2に定めるところにより算出された額に、<u>消費税法（昭和63年法律第108号）</u>に定める消費税の税率を乗じて得た額及び<u>地方税法（昭和25年法律第226号）</u>に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額 (その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 第4条第1項又は第6条第1項 若しくは第2項の許可を受けた者は、当該許可の際、別表第2に定めるところにより算出された額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。</p>
2 (略)	2 (略)

嬉野市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用料の額及び算定方法)</p> <p>第22条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより<u>算定した額</u>に、<u>消費税法（昭和63年法律第108号）</u>に定める消費税の税率を乗じて得た額及び<u>地方税法（昭和25年法律第226号）</u>に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。</p> <p>（表）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>(使用料の額及び算定方法)</p> <p>第22条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより<u>算出した合計額</u>に、1.05を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。</p> <p>（表）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>

嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用料)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 使用料の額は、別表第3に定めるところにより算定した額に、<u>消費税法（昭和63年法律第108号）</u>に定める<u>消費税の税率</u>を乗じて得た額及び<u>地方税法（昭和25年法律第226号）</u>に定める<u>地方消費税の税率</u>を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 使用料の額は、別表第3に定めるところにより算定した額に<u>1.05</u>を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>3 (略)</p>

嬉野市道路占用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(占用料の額及び算出方法) 第2条 (略)	(占用料の額及び算出方法) 第2条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号。以下「消費税法」という。）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料の額は、前項本文の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円とする前の額）に、消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税及び地方消費税相当額」という。）を加えた額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算定する場合にあっては、各年度の占用料の額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。	2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号。）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料の額は、前項本文の規定により算定した額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円とする前の額）に <u>1.05</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算定する場合にあっては、各年度の占用料の額に <u>1.05</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)

嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案				現 行																																											
(料金)				(料金)																																											
第24条 上水道及び簡易水道の料金は、次に定めるところにより算出した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				第24条 上水道及び簡易水道の料金は、次に定めるところにより算出した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入する。																																											
(1) 一般用				(1) 一般用																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金 (1箇月につき)</th> <th colspan="2">超過料金 (1立方メートル当たり)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5立方メートルまで</td> <td>930円</td> <td>5立方メートルを超える10立方メートルまで</td> <td>1,870円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,870円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				基本料金 (1箇月につき)		超過料金 (1立方メートル当たり)		水量	料金	水量	料金	5立方メートルまで	930円	5立方メートルを超える10立方メートルまで	1,870円			1,870円		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金 (1箇月につき)</th> <th colspan="2">超過料金 (1立方メートル当たり)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5立方メートルまで</td> <td>910円</td> <td>5立方メートルを超える10立方メートルまで</td> <td>1,820円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,820円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				基本料金 (1箇月につき)		超過料金 (1立方メートル当たり)		水量	料金	水量	料金	5立方メートルまで	910円	5立方メートルを超える10立方メートルまで	1,820円			1,820円									
基本料金 (1箇月につき)		超過料金 (1立方メートル当たり)																																													
水量	料金	水量	料金																																												
5立方メートルまで	930円	5立方メートルを超える10立方メートルまで	1,870円																																												
		1,870円																																													
基本料金 (1箇月につき)		超過料金 (1立方メートル当たり)																																													
水量	料金	水量	料金																																												
5立方メートルまで	910円	5立方メートルを超える10立方メートルまで	1,820円																																												
		1,820円																																													
(2) 私設消火栓 (公共の消防用以外に使用した場合)				(2) 私設消火栓 (公共の消防用以外に使用した場合)																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回につき</td> <td>1,870円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	料金	1回につき	1,870円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回につき</td> <td>1,820円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	料金	1回につき	1,820円																																
種別	料金																																														
1回につき	1,870円																																														
種別	料金																																														
1回につき	1,820円																																														
(加入金)				(加入金)																																											
第29条 給水装置の新設工事又は増径工事の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により、次の表に定める金額を、工事の申込みと同時に納入しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。				第29条 給水装置の新設工事又は増径工事の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により、次の表に定める金額を、工事の申込みと同時に納入しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>加入金</th> <th>メーター口径</th> <th>加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>64,800円</td> <td>40ミリメートル</td> <td>399,600円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>86,400円</td> <td>50ミリメートル</td> <td>604,800円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>108,000円</td> <td>75ミリメートル</td> <td>1,479,600円</td> </tr> <tr> <td>30ミリメートル</td> <td>205,200円</td> <td>市長が別に定める。</td> <td>1,995,000円以上</td> </tr> </tbody> </table>				メーター口径	加入金	メーター口径	加入金	13ミリメートル	64,800円	40ミリメートル	399,600円	20ミリメートル	86,400円	50ミリメートル	604,800円	25ミリメートル	108,000円	75ミリメートル	1,479,600円	30ミリメートル	205,200円	市長が別に定める。	1,995,000円以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>加入金</th> <th>メーター口径</th> <th>加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>63,000円</td> <td>40ミリメートル</td> <td>388,500円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>84,000円</td> <td>50ミリメートル</td> <td>588,000円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>105,000円</td> <td>75ミリメートル</td> <td>1,438,500円</td> </tr> <tr> <td>30ミリメートル</td> <td>199,500円</td> <td>市長が別に定める。</td> <td>1,000ミリメートル以上</td> </tr> </tbody> </table>				メーター口径	加入金	メーター口径	加入金	13ミリメートル	63,000円	40ミリメートル	388,500円	20ミリメートル	84,000円	50ミリメートル	588,000円	25ミリメートル	105,000円	75ミリメートル	1,438,500円	30ミリメートル	199,500円	市長が別に定める。	1,000ミリメートル以上
メーター口径	加入金	メーター口径	加入金																																												
13ミリメートル	64,800円	40ミリメートル	399,600円																																												
20ミリメートル	86,400円	50ミリメートル	604,800円																																												
25ミリメートル	108,000円	75ミリメートル	1,479,600円																																												
30ミリメートル	205,200円	市長が別に定める。	1,995,000円以上																																												
メーター口径	加入金	メーター口径	加入金																																												
13ミリメートル	63,000円	40ミリメートル	388,500円																																												
20ミリメートル	84,000円	50ミリメートル	588,000円																																												
25ミリメートル	105,000円	75ミリメートル	1,438,500円																																												
30ミリメートル	199,500円	市長が別に定める。	1,000ミリメートル以上																																												
2・3 (略)				2・3 (略)																																											

嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案					現 行						
(料金)					(料金)						
第3条 料金は、次に定めるところにより算出した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。					第3条 料金は、次に定めるところにより算出した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入する。						
飲料水供給施設水道使用料					飲料水供給施設水道使用料						
用途	料金 基本料金（1箇月につき）				用途	料金 基本料金（1箇月につき）					
	水量	料金	水量	料金		水量	料金	水量	料金		
一般用	5立方メートルまで	930円	5立方メートルを超えて10立方メートルまで	1,870円	187円	一般用	5立方メートルまで	910円	5立方メートルを超えて10立方メートルまで	1,820円	182円

嬉野市立塩田中学校建築主体工事 変更予定調書

(単位:円)

	当初請負金額(税込) 【変更後請負金額(税込)】	当初工期 【変更後工期】	増減額	請負業者
嬉野市立塩田中学校建築主体工事	¥1,301,685,000 【¥1,486,581,000】	H24.12.28～H26.3.31 【H24.12.28～H26.6.20】	184,896,000	東亜建設工業(株) 九州支店
嬉野市立塩田中学校電気設備工事	¥166,740,000 【¥166,740,000】	H24.12.28～H26.3.31 【H24.12.28～H26.6.20】	0	九電工・宮園電工特定 建設共同企業体
嬉野市立塩田中学校機械設備工事	¥133,770,000 【¥133,770,000】	H24.12.28～H26.3.31 【H24.12.28～H26.6.20】	0	菱熱・兼茂特定建設 共同企業体
合計	¥1,602,195,000 【¥1,787,091,000】		184,896,000	

嬉野市立塩田中学校建設工事



